債権者集会招集

平成２０年（フ）第２４３号
函館市石川町167番地
破産者　株式会社緑成建設
1　期日　平成22年７月８日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第３２６号
函館市西旭岡町２丁目29番地５
破産者　伊東　伸吉
1　期日　平成22年７月８日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４０号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番５－404号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里丘西８番Ａ－101
破産者　野口　宇司
1　期日　平成22年８月30日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５８号
岐阜県美濃加茂市牧野2733番地
破産者　三和精工株式会社
1　期日　平成22年７月13日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見聴取、異議なきときは併せて破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月10日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第３２５号
函館市美原５丁目22番９号
破産者　釜澤　和巳
1　期日　平成22年７月８日午後４時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１１号
和歌山県岩出市西国分515番地の２　サンライズマンション岩出Ｘ－606号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町北190番地５
破産者　西井　玲司
1　期日　平成22年７月12日午前10時45分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３１５号
宮崎県延岡市祝子町3126番地
破産者　松田　伸彦
異議申述期間　平成22年８月14日まで
平成22年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋992番地　斉藤アパート東棟５号室
破産者　木原　孝弘
異議申述期間　平成22年８月14日まで
平成22年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６号
宮崎県延岡市北浦町市振1143番地
破産者　木原　繁治
異議申述期間　平成22年８月14日まで
平成22年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第９号
札幌市白石区南郷通20丁目北３番28号
清算株式会社　国策工業株式会社
代表清算人　大川　哲也
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２１３１号
東京都中央区日本橋人形町３丁目９番１号
清算株式会社　株式会社ＭＳＣ
代表清算人　山田　恒雄
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の内容
協定債権者数、協定債権額等は以下のとおりである。
協定債権者数　１名
協定債権総額
元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金　1,064,963,076円
開始決定以後の利息・遅延損害金　額未定
2　協定債権の弁済
特別清算株式会社株式会社ＭＳＣ（以下「会社」という）は、別紙１「協定債権者」欄記載の協定債権者（以下「協定債権者」という）に対し、本協定の認可確定日の属する月の翌月末までに、別紙１「弁済額」欄記載のとおり、協定債権元本及び会社の特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という）の前日までの利息・遅延損害金の合計額に対する6.545％の金員（円未満切り捨て）を、後記４「弁済の方法」に従って支払う。
なお、会社は、消費税６百万円の還付を受ける見込みがある。そこで、消費税の還付がなされた場合には、後記５の定めに従い、追加弁済を行う。
3　協定債権の放棄
⑴　開始決定日以後の利息・遅延損害金
協定債権者は、本協定の認可が確定したときに、開始決定日以後に発生する利息・遅延損害金全額を放棄する。
⑵　元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金
協定債権者は、前記２「協定債権の弁済」記載の弁済金全額につき支払を受けたときは、協定債権額から弁済額及び上記⑴の金額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
4　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、協定債権者の負担とする。
⑵　会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払いにつき東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。
5　残余財産の換価・追加弁済
⑴　消費税の還付による追加弁済
ア　消費税の還付が本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末以降になされた場合、協定債権者に対し、当該還付金から必要な費用を控除した残額を、上記２に基づく弁済後の協定債権額で按分した金額を支払う（円未満切り捨て）。
この場合、上記３の規定による債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
イ　消費税の還付が本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末までになされた場合、アと同様の方法で算出した金額を、上記２に基づく弁済と同時に支払う。
この場合、協定債権者が上記３の規定による債権放棄は、当該支払額を除く残余の金額についてなされるものとする。
⑵　その他の残余財産
上記２に基づく弁済後、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、協定債権者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、上記２に基づく弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
この場合、上記３の規定による債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第７号
札幌市中央区南22条西10丁目５番１号
再生債務者　株式会社日本環境循環機構
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区北２条西10丁目１－６　アーデンコート植物園1401　植物園法律会計事務所　弁護士　桶谷　和人
平成22年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部